

質問・回答 認可外保育施設無償化説明会 令和元年6月20日(木)17時00分～18時40分 千鳥・海鷗

| No. | 項目 | 資料 | 質問 | 回答 |
|---|--------|-----------|---|--|
| ■認可外保育施設(ベビーシッター含む)に係る質問・回答 ※企業主導型保育事業所の方は「■.企業主導型保育事業に係る質問・回答(3ページ)」をご覧ください。 | | | | |
| 1 | 併給 | P4 | 日中保育を受けている人(保育園)が夜間保育(認可外保育施設)を利用した場合、両方が無償化の対象となるか。 | 保育園のみ無償化の対象となります。保育園や認定こども園(2・3号)の無償化の対象となっている場合は、認可外保育施設と併給して無償化の対象となることはできません。 |
| 2 | 併給 | P4 | 保育園と「障害児の発達支援」は両方が無償化の対象となるか。 | P4に示しているとおり、両方が無償化の対象となります。 |
| 3 | 併給 | P4 | 幼稚園と認可外保育施設との併給はできるのか。 | 対象幼稚園において、十分な預かり保育が提供されていない場合には、認可外保育施設も一定の範囲(1.13万円ー預かり保育無償化額)で無償化の対象となります。 十分な預かり保育: 平日の預かり保育の提供時間が8時間以上かつ年間開所日数が200日以上 |
| 4 | 併給 | なし | 幼稚園(認定こども園1号を含む)、預かり保育、認可外保育施設の無償化額は。 | 下記が上限となります。 ①幼稚園(認定こども園1号を含む)2.57万円/月、②預かり保育1.13万円/月、 ③認可外保育施設「1.13万円ー預かり保育無償化額」 ③を利用するには、②が十分な預かりを行っていないことが条件→No3参照 |
| 5 | 指導監督基準 | P13 | 「別紙2 認可外保育施設」の様式に関して、「認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無」の欄があり、無しの場合は「基準を満たす予定の年月日」を入力することになっているが、あえて申請していないので証明書の交付を受けていない。遡りで申請もできないと聞いている。どのように処理したら良いか。 | 昨年度以降に把握した一部の園を除き、証明書の交付は行っております。必要であれば適宜PDFにて証明書をお送りさせていただきますので、お手数ですが個別にご連絡ください。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますでしたが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。 |
| 6 | 確認申請 | P9 | 確認申請書は手書きでないといけないのか。 | データで入力していただいてもかまいません。 |
| 7 | 保護者対応 | P7 | 「②保護者に周知文を配布(7月下旬頃)」の後に「③確認申請書の提出(～7月末)」となっているが、確認申請書を先に提出して良いか。 | 良いです。 |
| 8 | 保護者対応 | P25 | 保護者向け周知文(資料4-2)の英語・中国語版は無い。市で作っていただけないか。 | 検討いたします。 |
| 9 | 保護者対応 | P1 P25 | 7月下旬に「保護者への周知文配布」となっているが、周知文を配布する前に、保護者へどこまで伝えて良いか。 | 配布した資料に載っている内容は示していただいても構わないですが、(案)段階の資料は修正の可能性がありますので、ご注意願います。 |
| 10 | 保護者対応 | P26 | 保護者から質問を受け、答えられないときは、各区のこども家庭課に聞けば良いか。 | 「保育の必要性の認定」に関することは、施設が所在する区のこども家庭課に、無償化給付を含め全般的なことは幼保運営課にご相談ください。 |
| 11 | 保護者対応 | なし | 保護者への説明会を予定しているか。 | 現時点では検討しておりません。 |
| 12 | 保育認定 | P6 | 「保育の必要性の認定」は年度で1回か。 | 原則「保育の必要性の認定」は、就学前に1回行って頂ければ結構です。ただし、必要事由の認定が求職活動(3か月)や妊娠・出産(出産予定月の前後2か月の計5か月間)のように児童の就学前までとならない場合は、認定期間が切れる前に改めて必要性の認定を受ける必要があります。また、すべての必要事由において、毎年度、現況調書(時期は後日お示しします。)を提出していただき、「保育の必要性」を確認します。 |
| 13 | 保育認定 | P7 | 認可外保育施設を通さず、直接こども家庭課で「保育の必要性の認定」を受けた人の情報は施設に提供してくれるのか。 | 原則は、保護者が施設を通さずに直接こども家庭課で「保育の必要性の認定」の申請をすることになっています。なお、「保育の必要性の認定通知書」に別紙を同封して、「速やかに認定通知書を施設に提示してください。」という旨の依頼を記載する予定です。(個人情報保護の観点から、認定一覧を市から施設へ提供することは致しかねます。) ※下線部分は説明会時における回答に追記をしている部分となります。 |
| 14 | 保育認定 | P31 | 随時入所する場合の認定手続の方法は。 | 前月10日までに「保育の必要性の認定」申請を行えば、その月の末日までに認定されます。 |

| No. | 項目 | 資料 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-----|--|---|
| 15 | 請求 | P7 | 請求書等について、「㊟園で取りまとめて提出」「※困難な場合は利用者から直接区こども家庭課又は運営課に提出」とあるが、どういう意味か。 | 保護者の利便性に鑑み、可能な限り、認可外保育施設の皆様に、請求書等の取りまとめをお願いしたいという意味です。 |
| 16 | 請求 | P31 | なぜ施設が間に入って請求書等をまとめる必要があるのか。 | 保護者の利便性を考え、可能な限りご協力をお願いしたいと考えています。 |
| 17 | 請求 | P31 | 保護者との間に領収証を渡した、渡していないの問題が出てくる。市へコピーを提出することはできるか。 | できるかどうか検討します。 |
| 18 | 請求 | P31 | 3か月に満たない請求の場合の処理は。 | 10月から12月までの分をまとめて1月に請求するのが原則ですが、例えば11月の途中から入所した場合には、11月と12月の分のみを1月に請求していただくことになります。 |
| 19 | 領収証 | P33 | 食材料費などは保育料に含めてはいけなく、光熱水費は保育料に含めて良いか。 | 保育料として含めることは差し支えありませんが、無償化の対象とはなりません。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。 |
| 20 | 領収証 | P33 | 給食費も保育料に含めて良いか。 | 保育料と給食費を一緒に徴収しても良いですが、領収証には分けて記載してください。 |
| 21 | 領収証 | P33 | 領収証で、この様式の内容が網羅されていれば、別様式を使っても構わないか。 | 別様式を使っても良いか、今後お示しします。なお、この領収証は(案)であり、内容が変更となる可能性があります。 |
| 22 | 誓約書 | P11 | 誓約書では、具体的に何を誓約するのか。 | 次のことに違反しないことを誓約するものです。 「子ども・子育て支援法等を遵守し、誠実にその職務を遂行すること」、「虚偽の報告や不正をしないこと」など ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。 |
| 23 | 他市との関係 | なし | 千葉県以外の児童の無償化申請はどうしたら良いか。 | その児童が居住する自治体により手続きや様式が異なりますので、該当する自治体に確認してください。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。 |
| 24 | 他市との関係 | なし | 千葉県在住者である児童Aが、千葉県とB市の認可外保育施設を利用した場合の処理は。 | 検討中です。 |
| 25 | 地方単独保育施設加算 | なし | 先取りプロジェクト認定保育施設と保育ルームは「地方単独保育施設加算」を受けているが、無償化後も継続の予定はあるか。 | 継続予定です。(国確認済み) しかし、国で制度改正があった場合には、取扱いが変更になる可能性もありますのでご承知おき願います。 |
| 26 | その他 | なし | 認可外保育施設で勤務している職員が、ベビーシッターとしても勤務することは可能か。 | 可能です。 |
| 27 | その他 | なし | 一時預かりしか行っておらず、また一時預かり以外の児童を受け入れる予定もない場合、当該事業が無償化対象となるためには、一時預かりに係る届出等が別途必要か。 | 認可外保育施設に係る手続きとは別途、一時預かりに係る届出及び確認申請を行う必要があります。 ※該当する事業所はないことを説明会の中で確認させていただきましたが、該当する事業者がいらっしゃいましたら、個別にご連絡ください。 |

| No. | 項目 | 資料 | 質問 | 回答 |
|--|-------|-----|---|--|
| ■企業主導型保育事業に係る質問・回答 | | | | |
| 「■認可外保育施設(ベビーシッター含む)に係る質問・回答」のNo10～14、26は、企業主導型保育事業所にもあてはまりますので、ご確認願います。 | | | | |
| 28 | 一時預かり | P36 | 一時預かりの余裕活用型を行い、児童育成協会から助成を受けているが、確認申請が必要か。 | 要件を満たし、届出をしている場合には必要となります(預かりサービス加算の対象)。後日確認に係る書類を送付させていただきます。 ※以下の事業所は説明会の中で確認させていただきましたが、それ以外の事業者の方で、該当する一時預かりを実施している場合は個別にご連絡ください。 ・アベニールガーデン蘇我 ・ひまわり保育園・ちば ・ぼっぼらんど千葉 |
| 29 | 病児保育 | P36 | 病児保育の体調不良児対応型の加算を受ける予定だが、確認の申請は必要か。(幼保支援課に設置届は提出済み。運営は4月から行っている。) | 要件を満たし、届出をしている場合には必要となります(病児保育加算の対象)。後日確認に係る書類を送付させていただきます。 ※以下の事業所は説明会の中で確認させていただきましたが、それ以外の事業者の方で、該当する病児保育を実施している場合は個別にご連絡ください。 ・SOLTILO GSA International School 幕張ベイパーク校 |
| 30 | 名簿 | P36 | 「③在園児の名簿(令和元年10月1日時点の予定名簿)を提出(8月～9月頃)」とあるが、無償化の対象とならない児童も記載するのか。 | 記載していただく予定です。 |
| 31 | 領収証 | なし | 給食費と保育料を分ける必要があるのか。業者に委託しているので、分けられるか不明である。 | 一緒に徴収することは可能ですが、領収証では、給食費と保育料の内訳を分けて示していただく必要があります。 |
| 32 | 領収証 | なし | 監査のときに、「給食費」という名目で徴収してはいけないと言われたが。 | 児童育成協会に内容を確認したところ、無償化の実務に係る詳細については通知等で各事業者の皆様にご連絡する予定とのことです。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。 |
| 33 | 利用報告書 | なし | 現在は、0～2歳のみしか在籍していない。住民税非課税世帯もないが、利用報告書の提出は必要か。 | 児童育成協会に内容を確認したところ、無償化の実務に係る詳細については通知等で各事業者の皆様にご連絡する予定とのことです。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。 |
| 34 | 利用報告書 | なし | 一時預かり事業や病児保育事業を利用している児童の分も利用報告書を提出する必要があるか。 | 児童育成協会に内容を確認したところ、無償化の実務に係る詳細については通知等で各事業者の皆様にご連絡する予定とのことです。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。 |
| 35 | その他 | なし | 児童育成協会からの説明が無いのだが。 | 児童育成協会に内容を確認したところ、無償化の実務に係る詳細については通知等で各事業者の皆様にご連絡する予定とのことです。 ※説明会時は後日回答とさせていただきますが、本回答を以て、回答に代えさせていただきます。 |